

- 1 会議名 全員協議会
- 2 日時 令和6年7月19日(金)
午前10時から午前10時53分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席者 副市長 柴田義晴
総務部長 中村定秋、総務部専門監 齋藤元英、福祉部長 長谷川忍、健康こども未来部長 西井上剛、建設部長 西村忠寿、消防長 岡本康弘、教育部長 石川文子
企画財政課長 佐野剛、行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、上下水道課長 田中伸行、同主幹 大橋透、同統括主査 井上美保、市民窓口課長 富邦也、環境政策課長 秋田伸裕、清掃事務所長 浅野弘靖
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己
- 7 議長あいさつ
- 8 副市長あいさつ
- 9 報告事項

・神野町の漏水についての報告

建設部長：昨日午前4時半頃、市民より郵便局前で漏水発生と通報があった。職員及び建設業者が現地確認をしたところ、水道管からの漏水が確認できた。交通量が非常に多い路線であるため、協議の結果、夜間の通行止めを行うこととし、断水対象となる家屋35件にチラシ配布して個別に対応した。午後10時から通行止めを行い、作業を実施した。午前3時に老朽化による漏水箇所を発見し、直ちに業者による修繕を行った。その後、通水したところ、修繕箇所の西から土が流出し、西側での漏水も発覚した。その時点で午前5時を回っていた。残りの修繕範囲が不明であり、交通渋滞も発生するため、午前5時30分に一旦作業を中止して埋め戻し、今夜同じ時間帯に作業を行うこととした。午前7時15分に交通規制を解除した。現在も昨日とあまり変わりなく路面上に水がある。職員もガードマンの対応補助を行っている。今夜同じ時間帯に土を掘って水道管を確認する。もし漏水箇所が多く見つければ違う方法を考える。今後、規制情報等はほっと情報メールを通じて市民へも配信する。長期化する場合は改めて案内する。

【質疑】

木村議員：影響を受ける市民がどれくらいいて、きちんと周知されているか。広報車での方法を検討したのか。全部伝わっているか。

上下水道課長：広報車は使用していないが、全戸訪問を行い、不在者にはポストインした。ホームページやほっと情報メールも利用し、急ぎ周知した。

井上副議長：長期というのはどの程度の見通しか。

建設部長：現在の管が古いため、修繕で漏水が止まらないと、管自体を交換する必要がある。そうすると、一旦道路上に配管を出して、通行止め

をして、断水して工事しての繰り返しになる。1日、2日でできる工事でなく、1週間単位を予想している。

(1) 一部事務組合議会の経過報告

木村代表議員：資料に基づき説明。

【質疑】

なし

(2) 執行機関からの報告

① 令和5年に提起された損害賠償請求控訴事件の判決について

行政課長：資料に基づき説明。

【質疑】

水野議員：2点確認したい。判決内容の主文で控訴費用は控訴人の負担となるが、確認したいのは、市が事実上負担した、民間でいう人件費、紙代、郵送代、交通費等は含まれないということによいか。

行政課長：弁護士費用は原告・被告双方で負担する。そういったものは含まれない。

水野議員：含まれないということで、市の負担の原資は市民の税金からの負担である。本来であれば市民生活の向上、市民福祉のために使用するためのお金がこういったことに使われることを遺憾に思っている。国民の裁判を受ける権利は保障されるべきだが、権利の行使の対応について政治的な批評はされていくべきという気がする。裁判が長引くと今後も様々な費用が発生する可能性がある。2点目として、仮に上告などがされた場合、補正予算等での手当が必要になるかと思うが、補正予算や流用を考えているか。また、令和3年の訴状が出されたところから上告されて最高裁判所の裁判にまでなった場合、トータルで市が負担した金額を計算して出すことは理屈として可能か。

行政課長：弁護士費用はまず着手金が必要になる。判決結審後に報酬が必要となる。また、人件費、実費が必要になり、その計算をすることになる。現在のところ、着手金で1審、2審それぞれ22万円支出した。実費分も現在のところ約48万円支出した。上告になると顧問弁護士等と相談するが、支出が発生すると思うので、当初予算で対応できない場合は補正予算等が必要になる場合もあるかと思う。

木村議員：市の予算の使い方は議員個人の判断することはあると思うが、それがどうかということは議会の場で言うべきだと思っている。裁判は上告されたとの情報は届いているのか。

行政課長：上告されたと顧問弁護士から情報を得ている。

塚崎議員：議員辞職勧告決議が出たが、議会内で行われたもので、判決文からも議会の自立権の範囲内であり、法廷では議論できないとの判断であるが、私個人として、事件を見たときに、岩倉市議会が議員辞職勧告決議を出したことには、何ということをしたのかと思う。国家賠償法の裁判なので、訴える相手が市となるが、これは岩倉市議会議員への裁判

だと思う。執行機関への質問だが、この裁判費用について、当時、議員
辞職勧告決議を出した議員に対して求償できないか。
総務部長：不法行為でないので求償できないと思う。

② 不要品リユース事業に関する協定の締結について

環境政策課長：資料に基づき説明。申込件数は毎月レポートとして提供さ
れる。6月24日から1週間で申込が5件あった。ジャンルは家具2件、
自転車1件、まとめて片付け2件であった。

【質疑】

片岡議員：今あるサービスで、市が協定していなくても市民が使えるが、
協定することによる市のメリットを聞かせてほしい。

環境政策課長：仕組みを市のホームページで紹介できるので、リユースの
促進に繋がる。利用していただくことで粗大ごみの減量及び市で負担す
る処分費用の減が見込める。

水野議員：加盟店と市民との間でトラブルが生じた場合は、協定締結先会
社で対応してくれるか。

環境政策課長：トラブルはマーケットエンタープライズの窓口が話を聞く。
両者の意見を聞き、店側に問題があれば店が指導される。

水野議員：市としては、そこに関与したり言及したりする機会はあるか。

環境政策課長：原則として関与しない。

③ その他

・国民健康保険被保険者証について

市民窓口課長：令和6年12月2日の国民健康保険被保険者証の廃止に伴い、
現行の新たな国民健康保険被保険者証の有効期限を最大限延長し、令和
7年11月30日までに変更した。新しい保険証は、簡易書留で8月末ま
でに対象者に届くよう郵送予定である。

【質疑】

木村議員：有効期間を延ばすことはよいが、国から資格確認書の有効期限
の通達はどうか。

市民窓口課長：まだ通知されていない。

・水道料金及び下水道使用料の適正化について

上下水道課長：資料に基づき説明。用途別から口径別に変更する。これま
で開催した審議会の議事録、資料等は、ホームページに掲載しているが、
次回の全員協議会で審議内容を説明予定である。昨日の審議会の議事録
は作成中だが、資料はホームページに掲載済み。答申書は案として参照
してほしい。来週中には答申内容を報道機関に提供予定である。今後の
予定としては、答申内容を尊重し、料金改定に向け準備をしていきたい。
特に下水道の使用量の改定については、周知期間も必要であること、ま
た、令和7年度以降は国庫補助の交付要件により15年以上使用料改定を
行っていないと重点配分の対象から外されて内示率が低くなることなど
があるので、早い段階で議会に上程できるよう準備したい。

【質疑】

水野議員：下水道の使用量は第1回、第2回、第3回と改定されるが、汚水処理費用を使用料で賄えるのは1回目、2回目、3回目のどこなのか。

上下水道課長：3回目で現在の使用料が賄える計算である。

木村議員：家庭のモデルケースをつくって市民に提示したらよいと思うがいかがか。

上下水道課長：水道料金は審議会の資料にそのようなものがある。市民へ周知する際に簡単に自分で料金算定ができるようなエクセルを作成済みで、どのように掲載するか考えている。例として挙げることは考えている。

大野議員：先月木村議員がPFASの話をしているが、県水の割合を増やさないといけない場合が岩倉市でも考えられる。そういったことも含んで水道料金を設定しているか。

上下水道課長：県水の値上げを見込んでいるが、PFASの件で全て県水にした場合や提言装置をつけた場合は含んでいない。前回のPFASの件に関して、その後、7月11日に検査済みの団地以外の水源を検査した。結果が8月中旬になるため、8月の全員協議会で報告予定である。その結果によって審議会を開いて審議することは想定される。

梶谷議員：いくつの水源を検査したのか。

上下水道課長：蛇口で検査する。8箇所検査をした。

梶谷議員：地域としてどこの箇所か。

上下水道課長：第一水源の旭町ファミリーマート北、第二水源の石仏町、第三水源の…。

関戸議長：確認して後ほど報告をお願いします。

塚崎議員：PFASの数値をホームページで周知したと聞き、すぐ見てみたが、難しく市民に分かりにくいと思う。分かりやすくできないか。

上下水道課長：水質検査をそのまま載せているため、PFASに特化して掲載したい。

・行事の案内

福祉部長：岩倉市平和祈念戦没者追悼式を8月15日にアデリア総合体育文化センターにて開催予定である。都合が合えば参加いただきたい。今年は翌日盆踊りがある関係で一部駐車場規制がある。

【質疑】

なし

(2) その他

なし

10 協議事項

なし

11 その他

なし